

建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請手数料について

令和7年4月1日以降、原則全ての住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務付けられることに伴い、住宅等における建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合性判定」という。）の申請手数料を新設しました。

令和7年4月1日
から適用

◆ 申請手数料について

- 申請手数料は、表1の金額となります。
- 増築又は改築の場合は、当該増築又は改築をする建築物の部分の床面積の合計になります。
- 住宅部分と非住宅部分との共用部分があり、住宅部分の床面積の合計が非住宅部分の床面積の合計より大きい場合、共用部分は住宅部分の床面積に算入します。なお、非住宅部分の床面積の合計が住宅部分の床面積の合計より大きい場合、居住者以外の者のみが利用する共用部分は非住宅部分の床面積に算入します。（◆ 共用部分の考え方 参照）
- 床面積は、高い開放性を有する部分（内部に間仕切壁等を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の割合が1/20以上）及び共用部分（住宅部分の共用部分を評価対象に含めない場合）を除きます。
- 「工場等」とは、建築基準法上の用途が以下のものになります。
 - 工場 ○危険物の貯蔵又は処理に供するもの ○水産物の増殖場若しくは養殖場 ○倉庫 ○卸売市場
 - 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 など

表1 建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請手数料

申請単位		評価方法	床面積の合計		金額	
一戸建ての住宅		標準計算法	200m ² 未満		34,000円	
			200m ² 以上		38,000円	
		仕様・計算併用法	200m ² 未満		25,000円	
			200m ² 以上		28,000円	
一戸建ての住宅以外	A（住宅部分）	標準計算法	300m ² 未満		69,000円	
			300m ² 以上 2,000m ² 未満		120,000円	
			2,000m ² 以上 5,000m ² 未満		200,000円	
			5,000m ² 以上		280,000円	
		仕様・計算併用法	300m ² 未満		51,000円	
			300m ² 以上 2,000m ² 未満		86,000円	
			2,000m ² 以上 5,000m ² 未満		150,000円	
			5,000m ² 以上		220,000円	
	B（非住宅部分）	標準入力法			工場等以外	工場等
			300m ² 未満		230,000円	23,000円
			300m ² 以上 1,000m ² 未満		290,000円	31,000円
			1,000m ² 以上 2,000m ² 未満		370,000円	43,000円
			2,000m ² 以上 5,000m ² 未満		530,000円	100,000円
			5,000m ² 以上 10,000m ² 未満		650,000円	150,000円
			10,000m ² 以上 25,000m ² 未満		770,000円	190,000円
		25,000m ² 以上		870,000円	230,000円	
		モデル建物法	300m ² 未満		87,000円	19,000円
			300m ² 以上 1,000m ² 未満		110,000円	26,000円
1,000m ² 以上 2,000m ² 未満			150,000円	38,000円		
2,000m ² 以上 5,000m ² 未満			240,000円	95,000円		
5,000m ² 以上 10,000m ² 未満			310,000円	140,000円		
10,000m ² 以上 25,000m ² 未満			370,000円	180,000円		
25,000m ² 以上		440,000円	220,000円			

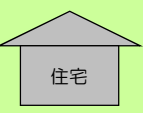
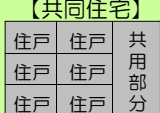
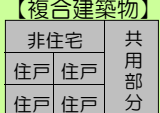
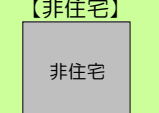
◇ 計画の変更に係る適合性判定の申請手数料及び軽微変更該当証明書の交付手数料について

（1）既に適合性判定を受けた場合

- ・ 表1で算出した申請手数料×1/2

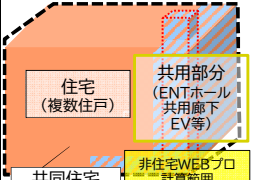
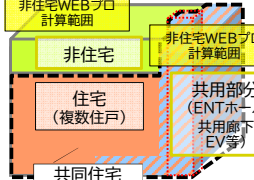
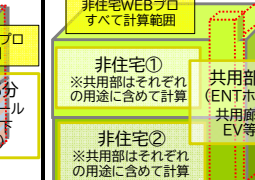
（2）既に適合性判定を受けた建築物の計画を変更して、新たに床面積が追加される場合

- ・ （1）で算出した申請手数料 ＋ 表1で算出した申請手数料（追加部分）
- ※ただし、一戸建ての住宅の場合にあっては、（1）で算出した申請手数料

申請単位	一戸建ての住宅	一戸建ての住宅以外		
	住宅	A 【共同住宅】	A+B 【複合建築物】	B 【非住宅】
				

◆ 共用部分の考え方

※1 住宅部分と非住宅部分の床面積の大きさに関わらず、状況に応じて適当と認められる部分は「特定共用部分」とすることが可能。

	共同住宅のみ	共同住宅と非住宅の複合建築物		非住宅のみ
		各部分の床面積が住宅部分≧非住宅部分	各部分の床面積が住宅部分<非住宅部分	
(参考)一次エネルギー消費量の評価	「住宅部分のみ」もしくは「住宅部分+共用部分」	「住宅部分のみ」+「非住宅部分」もしくは「住宅部分+共用部分」+「非住宅部分」で、それぞれ または 合計で基準適合		非住宅部分
共用部分の取扱い	住宅用途（共同住宅）の共用部分※1 →住宅部分として計算	特定共用部分※1 →非住宅部分として計算	特定共用部分※1 →非住宅部分として計算	非住宅用途の共用部分 →非住宅部分として計算
図				

◆ 適合性判定の申請手数料等に関するご相談・お問合せは、所管土木事務所へお願いします。

各土木事務所の連絡先

【横須賀土木事務所】＜逗子市、三浦市、葉山町＞
計画建築部まちづくり・建築指導課（電話：０４６－８５３－８８００）

【平塚土木事務所】＜伊勢原市、大磯町、二宮町、寒川町＞
計画建築部建築指導課（電話：０４６３－２２－２７１１）

【厚木土木事務所】＜愛川町、清川村＞
計画建築部まちづくり・建築指導課（電話：０４６－２２３－１７１１）

【厚木土木事務所 東部センター】＜海老名市、座間市、綾瀬市＞
まちづくり・建築指導課（電話：０４６７－７９－２８００）

【県西土木事務所】＜南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町＞
計画建築部まちづくり・建築指導課（電話：０４６５－８３－５１１１）

◆ このお知らせに関するお問合せは、次へお願いします。

建築指導課建築指導グループ（電話：０４５－２１０－６２４４）